

No	質問	回答	
1	受入期間はいつまでですか。	時期は未定ですが、仮設住宅の建設が始まるなど復興が進んだタイミングで検討したいと伺っています。	1月16日 県発出QA
2	受入は今後も続きますか。	現時点で300人程度の希望があるとは聞いていますが、今後数倍になる可能性もあると聞いています。	1月16日 県発出QA
3	受入に協力したいのですが、職員の数がギリギリで、介護保険の基準を満たしていません。	被災者受け入れによる基準への抵触については、柔軟に取り扱うこととしています。	1月16日 県発出QA
4	受入した方の食費や居住費はどうなりますか？	利用者負担部分以外の実費負担分については、その額を入所者（家族）に請求することになります。	1月16日 県発出QA
5	病院から施設への移送はどうなっていますか。	病院と施設でご調整をお願いします。（令和6年1月16日付愛知県福祉局高齢福祉課長事務連絡「令和6年能登半島地震の発生に伴い被災した高齢者施設入所者の県内施設での受け入れ方法等について（通知）」参照） 短期入所生活（療養）介護で受け入れる場合、送迎加算の算定が可能です。	1月16日 県発出QA
6	入所について、家族等は了解していますか？	1月15日現在で愛知県内に移送された方については、移送元施設から御家族に対して、愛知県内の高齢者施設に入所することを説明し、了承を取っていると伺っています。	1月16日 県発出QA
7	受け入れた方の利用料（介護保険自己負担分）、介護報酬はどのように扱えばよいですか？	令和6年1月16日付愛知県福祉局高齢福祉課長事務連絡「令和6年能登半島地震の発生に伴い被災した高齢者施設入所者の県内施設での受け入れ方法等について（通知）」2.入所後の手続き及び費用負担について を参照してください。	1月16日 県発出QA
8	施設定員を超過しての受け入れについて、基準違反となることはありませんか？	基準上、災害等のやむを得ない事情がある場合は、定員を超過してよいこととなっており、基準違反とはなりません。 当面の間、既存の入所者へのサービスを維持する観点から、定員の5%の超過までを標準にしてください。	1月16日 県発出QA
9	定員超過の判断に当たり、受け入れた方をどのように扱えばよいですか？	やむを得ない場合、静養室など居室以外の場所で処遇することも想定されています。この場合、従来型多床室の介護報酬を請求することになります。	1月16日 県発出QA
10	受け入れるに当たって、市等から応援職員の派遣はありますか？	現時点では応援職員派遣の枠組みはありません。	1月16日 県発出QA

11	受け入れる方の状態や家族の意向等について、どのような情報がありますか？また、被保険者番号や自己負担割合はどのように確認することができますか？	1月15日現在で愛知県内に移送された方については、移送元施設が、移送にあたり、避難者の方に被保険者証・負担割合証等の情報や受け入れる方の状態・家族の連絡先等の基本情報を持参させていると伺っています。受け入れにあたっては、移送調整を行う医療機関からそれらの資料を入手してください。それらの資料がない場合は、愛知県高齢福祉課へご連絡ください。	1月16日 県発出QA
12	特養の優先入所指針、特例入所との関連で、どのように取り扱えばよいですか？	「緊急性が認められる場合」（愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針4）に該当するため、施設において、優先入所を決定することは可能と思われれます。	1月16日 県発出QA
13	契約手続き、各種加算等の本人・家族の同意について、どのようにすればよいですか？	受け入れをする時点で、御家族にも貴施設へ入所（利用）すること及び契約内容等を説明し、了解を得てください。（令和6年1月16日付愛知県福祉局高齢福祉課長事務連絡「令和6年能登半島地震の発生に伴い被災した高齢者施設入所者の県内施設での受け入れ方法等について（通知）」参照） 契約書等の文書への署名等は、緊急性に鑑み、事後的にさせていただくことで差し支えありません。	1月16日 県発出QA
14	ケアプランは新たに作成する必要がありますか？	施設本体で受け入れる場合は施設プランを、短期入所で受け入れる場合は短期入所生活（療養）介護計画及び居宅サービス計画を新たに作成する必要がありますが、緊急性に鑑み、入所時点で作成されている必要はありません。	1月16日 県発出QA
15	地域密着型施設でも受け入れてよいですか？	地域密着型施設でも受け入れ可能です。 ただし、区域外利用であるため、事前に当該施設所在地の市町村（指定権者）に相談してください。 また、市町村（指定権者）においては、利用を認めた場合、報酬請求のため必要なため、県に連絡してください。	1月16日 県発出QA
16	一旦受け入れた後に転所等の相談に応じてもらえますか？	避難者の処遇にかかわる事柄なので、事前に県に相談してください。	1月16日 県発出QA
17	保険者はどこになりますか？	現在の保険者がそのまま当該避難者の保険者です。	1月16日 県発出QA
18	級地は事業所所在地を基準に考えて良いですか？（本人負担が増える可能性があります、良いですか？）	新たに受け入れ施設（事業所）に入所（短期入所）することとなるため、当該施設（事業所）の級地となります。	1月16日 県発出QA

19	要介護認定の有効期間がもうすぐ切れてしまいます。どうしたらよいですか。	要介護認定の更新については、受入施設の所在地の区役所・支所までご相談ください。本市から避難元の市町村に確認を取り、場合によっては要介護認定事務を代行するなど、必要に応じて対応していきます。	
18	要介護認定の有効期間の満了前に更新申請できなかった場合は、介護サービスを受けられないのでしょうか。	要介護認定の有効期間の満了前に更新申請を行うことができない場合であっても、要介護認定の更新申請があったものと見なし、引き続きサービス提供を行うことができます。	
20	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院において、要支援1・2の方についても受け入れてよいのか。	要支援1・2の方については、左記施設の場合、介護報酬の請求対象とならないため、受け入れは難しいと考えております。（要支援の方を受け入れた場合の費用補填等については、現時点では予定していません。）	
21	自己負担割合はどのように確認することができますか。	負担割合証がお手元にはない場合には、申し立てにより1割（又は2割、3割）でサービスを受けることができます。	
22	介護老人福祉施設において、要介護1・2の方についても受け入れてよいのか。	要介護1・2の方についても、特例入所の対象となりますので、受け入れ可能です。（名古屋市特別養護老人ホーム優先入所指針3(2)エに該当）	
23	令和6年1月11日～12日の市照会で「受け入れ可能」と回答した空床について、今後被災者受け入れ用に確保しておく必要はありますか。	ご回答いただいた受け入れ可能人数は、調査時点のものと認識しております。今後被災者受け入れ用に確保し続けていただく必要はなく、一般の入所申込等があった場合は入所を進めていただいております。今回の調査結果を元に受け入れの打診があった際に、その時点の入所状況を踏まえて受け入れ可能かどうか再度ご判断ください。	1月15日 追加
24	被災地からの避難者の方は、全員病院を経由して入所調整があるのですか。	石川県からの要請に基づき、愛知県にて受け入れ事業を実施していますが、これとは別に個別自主避難の方もいらっしゃいます。その場合は避難者の方が直接入所のご相談をされますので、可能な範囲で受け入れをお願いします。その際の介護報酬の取扱いや、定員超過についての考え方は本QAに記載のとおりです。	1月15日 追加